

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A県B市所在の会社Cに雇用され、伐採作業員として勤務していた。

請求人は、平成○年○月○日午後3時頃、桧林の間伐木をチェーンソーで伐採していたところ、後方の枯れ木が倒れて頭部に当たり負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D病院に受診し「環椎骨折、頭部外傷」と診断され、翌日、E病院に転医して「環軸椎破裂骨折」と診断され、治療を継続した後、F病院で「環椎破裂骨折偽関節」と診断されて通院加療した結果、平成○年○月○日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第1 1級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) せき柱の変形障害について、G医師は、平成○年○月○日付け診断書において、CT所見で環椎破裂骨折偽関節と診断した旨記載しており、H医師も平成○年○月○日付け意見書において、要旨、CTで環椎の左前弓～側塊の骨折後の変形と右後弓の骨折を認めるが、いずれも骨癒合しておらず偽関節と判断され、環椎破裂骨折の偽関節との診断は妥当であると述べている。当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、「せき柱に変形を残すもの」(障害等級第1 1級の5)に該当するものとの判断する。

(2) 環椎の偽関節に伴うせき柱の運動障害については、G医師は可動制限について指摘しておらず、H医師も上記意見書で頸椎の運動障害はないとしていることから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、せき柱の運動障害は認められないものと判断する。

(3) 神経症状について、請求人は、「常に首から肩にかけて重たい感じがある。体を動かした時は、その感じが強くなる。」等と述べており、G医師は、請求人の自訴である頸部の慢性痛を認めている。H医師は、神経学的異常はなく、自訴である頸部痛のみであるが、CT所見で左環軸関節の不整像を認め、今後も頸部痛は持続することが考えられるとしていることから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、疼痛の程度は、「通常の労務

に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」(障害等級第12級の12)に該当するものと判断する。

(4) 以上のことから、請求人に残存する障害は「せき柱に変形を残すもの」(障害等級第11級の5)及び「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」(障害等級第12級の12)であるが、請求人の神経症状は環椎破裂骨折の受傷に伴って生じたものと認められることから、これらの障害については、そのいずれか上位の等級により認定するものであり、当審査会としては、請求人に残存する障害は、障害等級第11級に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第11級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。